２０２１年3月３０日
株式会社新潟国際貿易ターミナル

２０２１年度新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）制度要領

１　概要

過去３ヶ年間において、新潟港でのコンテナ貨物利用がなかった事業者が、他港から新潟港へシフトする等により、コンテナ貨物を輸入した場合に報奨金を支給する制度です。

２　制度名

新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）制度

３　報奨金の対象

過去３ヶ年間（２０１８年度～２０２０年度）において新潟港でのコンテナ貨物利用（輸入）がなかった事業者が、報奨金対象期間中に新潟港を利用して、コンテナ貨物を輸入した場合を対象とします。（小口貨物を混載させるものは対象になりません。）

※関連物流会社又は商社等が船荷証券の荷受人（Consignee）となるような場合で、申請事業者と船荷証券の荷受人名義が異なる場合には、商社等との契約書等の確認により実質的な荷主が誰かという観点で判断します。

４　報奨金額

上記３で報奨金の対象となった場合は、取扱量１ＴＥＵ毎に２，０００円を報奨金として支給します。

但し、１事業者当りの上限は２００万円とします。

５　報奨金対象期間

報奨金の対象期間は、２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの間に新潟港コンテナターミナルを利用した輸入コンテナを対象とします。

※２０２２年３月３１日までにヤードに荷揚げされたコンテナとします。

６　申請手続き

報奨金を希望する事業者は２０２２年１月末日までに当社制定の申請書「新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）支給申請書」を提出願います。

７　報奨金申請受理通知

申請書受理後、当社より「新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）申請書受理通知書」にて申請者に通知します。

８　報奨金制度実績報告書

報奨金を受領する場合は、報奨金対象期間の実績を取りまとめ、当社制定の実績報告書「新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）実績報告書」を２０２２年４月１５日まで提出してください。

※実績報告書には、次の書類を添付してください。

①実績報告内訳明細書

②報奨金対象期間中に新潟港コンテナターミナルを利用したコンテナの状況が分かる船荷証券等の書類写し。

９　報奨金支払

報奨金は実績報告書の提出を受けて、精査した後に事業者指定の口座に振り込みます。

１０　その他

本制度要領は２０２０年度の適用とし、２０２１年度報奨金制度の実施については、あらためてご案内いたします。

【お問い合わせ先】

株式会社新潟国際貿易ターミナル

ターミナル事業部　藤由・白井

電　話０２５－３８８－１００１

ＦＡＸ０２５－３８８－１００８
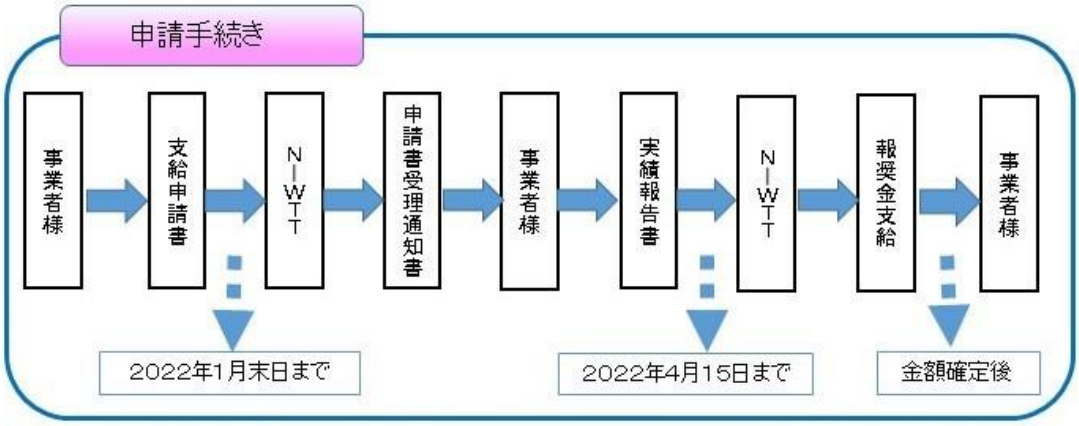
【支給までの流れ】